

○吹田市花とみどりの情報センター条例

平成 7 年10月25日 条例第24号

**改正**

平成17年 3 月31日 条例第28号

平成24年 3 月30日 条例第14号

平成25年 3 月29日 条例第25号

平成30年 3 月30日 条例第 8 号

令和 2 年 7 月 3 日 条例第27号

吹田市花とみどりの情報センター条例

(設置)

**第 1 条** 花とみどりに関する情報の普及を図るとともに花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供し、もって緑化意識の高揚に資することを目的として、花とみどりの情報センターを設置する。

(名称及び位置)

**第 2 条** 花とみどりの情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市花とみどりの情報センター
- (2) 位置 吹田市津雲台 1 丁目 2 番 1 号

(事業)

**第 3 条** 花とみどりの情報センター（以下「センター」という。）は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化相談、緑化指導等花とみどりに係る相談及び指導に関すること。
- (2) 花とみどりに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 花とみどりに係る展示会及び講習会の開催に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

**第 4 条** センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

**第 5 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

**第6条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

**第7条** 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

**第8条** 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

**第9条** この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

**第10条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 使用の許可に関する業務

(3) 使用料の徴収に関する業務

(4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、規則で定

めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び前2条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

**第11条** 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第7条、第9条から第11条まで、第13条、第15条及び別表の規定は、同年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（同条第2項から第

4項までに係る部分に限る。)及び次項の規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年7月1日以後最初に指定管理者の指定を行う場合におけるこの条例による改正後の吹田市花とみどりの情報センター条例第14条第2項の規定の適用については、同項中「規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができる」と認められる団体」とあるのは、「現にセンターの管理を行っている法人」とする。この場合において、当該法人は、規則で定めるところにより、指定の申請をしなければならない。

附 則 (平成24年3月30日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年9月3日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市花とみどりの情報センター条例別表の規定は、平成24年7月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日条例第25号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月3日条例第27号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表 (第7条関係)

センター使用料

(単位 円)

施設の名称	使用時間			1時間増すごとに
	午前	午後	全日	
	午前10時から正午まで	午後1時から午後6時まで	午前10時から午後6時まで	
講習室	3,300	8,100	11,400	1,600

展示スペース	1,600	4,000	5,600	800
--------	-------	-------	-------	-----

備考 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。